

令和4年10月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議員 五日市 王

### 専修学校高等課程に対する国の支援を求める意見書

不登校の生徒等、多様な生徒の受け皿となっている専修学校高等課程に対する国の支援を強く要望する。

#### 理由

専修学校高等課程は、学校教育法に基づく学校であり、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として教育を行うとともに、大学入学資格を取得できる学校でもあるが、近年、全国的に不登校の児童生徒が増加し、不登校の児童生徒への学習機会の確保が喫緊の課題となっている中、不登校経験や発達障がいのある生徒、全日制高等学校中退者など、高等学校卒業を希望しながらも高等学校では自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を積極的に受け入れ、高等学校に代わる生徒の学びの場として、重要な役割を果たしている。

しかしながら、専修学校高等課程は、高等学校と同様に就学支援金制度の対象となっている一方で、高等学校と同様に大学入学資格が付与される学校であっても、経常的経費に対する国の支援はなく、教育の質の向上が求められる中で、厳しい学校運営が続いている状況にある。

よって、国においては、不登校の生徒等、多様な生徒の受け皿となっている専修学校高等課程に対し、十分な支援を行うよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。